

## 予備的経費の運用手順等に係るマニュアル

本マニュアルは、2015年4月1日に制定され10月に改訂された「予備的経費の支出等に係るガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）に基づき、予備的経費が適用される案件（以下、「予備的経費適用案件」という）における具体的運用手順等を示すものである。なお、2009年度から試行的に予備的経費が導入・運用されている案件についても、予備的経費の支出や価格調整等に係る手続きについては、原則本マニュアルに従うこととする。

### 1. 予備的経費適用案件

予備的経費は、無償資金協力事業のうち、すべての施設案件と一部の機材案件に適用される。予備的経費の適用とその金額は、JICAが実施する協力準備調査を踏まえた通知に基づき、日本国政府が決定する。

予備的経費適用案件では、贈与契約（G/A）（写しは入札図書に参考として添付される）に予備的経費の金額が記載される。

### 2. 予備的経費の支出対象

予備的経費の支出対象は、ガイドラインの「3. 予備的経費の支出の考え方」に定める4つの事象（（1）不可抗力（治安悪化、自然災害等）、（2）自然条件や現場条件等の設計との相違等の条件変更、（3）経済状況・市場の変化、（4）被援助国政府負担事項の遅れ等による損害）に限る。ただし、コンサルタント又は受注者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに起因する追加経費及び保険等により補填された損害による支出は除く。

上記のいずれかの事象により工事の一時中止が発生し、追加経費を算定する際は、「無償資金協力の一時中止による増加費用の精算について」<sup>1</sup>に従うこととする。

またそれぞれの事象における予備的経費適用の留意点は以下のとおりとする。

#### （1）不可抗力（治安悪化、自然災害等）

入札日以降の治安悪化や自然災害等不可抗力に起因する追加費用及び損害に適用する。

#### （2）自然条件や現場条件等の設計との相違等の条件変更

入札時に想定できなかった自然条件等の変化により、工事出来形の変更の有無にかかわらず、設計図書の変更を行う場合に適用する。また、仮設（任意仮設を含む）の変更や法律・制度の予期せぬ変更についても、設計変更の要件を満たす場合には、本要件を適用する。

<sup>1</sup> [http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/ku57pq0000y0kxw-att/sekisan10.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000y0kxw-att/sekisan10.pdf)

### (3) 経済状況・市場の変化

次の範囲に限る。

- ① 詳細設計（D/D）における予定価格の作成段階で、資材価格や為替等が変動したことに伴う増加費用
- ② 契約締結以後に特定資材の価格が一定の基準以上変動したことに対する価格調整（なお、「特定資材」については、以下「4. 特定資材の価格調整」の「(2) 特定資材の品目の設定」を参照。）
- ③ 現地企業活用型で外貨建て契約が締結される場合、外貨支払額に相当する円貨額の為替変動による増加費用

### (4) 被援助国政府負担事項の遅れ等による損害

支出にかかる JICA の同意に先立ち、外務省の承認を必須とする。

## 3. 契約金額の変更に関する単価（主要工種等の単価）

予備的経費適用案件においては、契約締結後に受発注者間で主要工種等の単価を合意（以下、「単価合意」という）しておき、合意された単価（以下、「合意単価」という）は設計変更による契約金額の変更を行う際に使用される。合意単価の決定方法は次のとおりとする<sup>2</sup>。

### (1) 単価合意を行う対象工種の範囲及びレベル

単価合意を行う対象工種の範囲は、我が国の国土交通省の総価契約単価合意方式を参考に、発注者がコンサルタントの協力を得て決定する（以下同様に、発注者は、コンサルタントの協力を得ることをその前提とする。）。

入札図書で数量が提示される工種のレベルは、国土交通省新土木工事積算体系の工事工種体系ツリーにおけるレベル4「細別」を目安に設定し、入札図書の参考資料として配布する「金額抜き設計数量内訳書」にて提示する。ただし、案件個別の事情等により、同ツリーのレベル3「種別」や他の基準を用いたり、工種毎に異なる基準を用いたりすることもできる。特にレベル4「細別」より上位のレベルを用いる場合は、それを構成するレベル4「細別」の比率が変化した場合の対応について、発注者は予め検討のうえ決定しておく。

なお、以下に定める手順は、工種をレベル4「細別」で統一する場合の手順であり、これと異なる方法をとる場合は発注者が手順を設定する。

### (2) 契約締結後に単価合意・確認を行う工種等分類

契約締結後に単価合意・確認を行う工種等は以下に分類される。

- i. 直接工事費のうち主要工種

<sup>2</sup> 現地企業活用型で予備的経費が適用される案件の場合、単価合意を行う主要工種や、以下4. の「特定資材の価格調整」における当初価格の決定を行う資材の特定及びその方法については、必要に応じ判断する。

ii. 直接工事費のうち主要工種以外の工種

iii. 共通仮設費（積み上げ分、率分）、現場管理費、一般管理費等

### （3）契約締結後に単価合意をする工種等の対象とその単価合意の手順

契約締結後に協議し単価合意をする工種等は、入札図書「金額抜き設計数量内訳書」で数量が提示される。この際、上記（2）の「i. 直接工事費のうち主要工種」のみを対象とする方法のほか、「i. 直接工事費のうち主要工種」及び「iii. 共通仮設費（積み上げ分、率分）、現場管理費、一般管理費等」の両方を対象にする方法、さらにこれらを折衷する方法も可能とする。

「i. 直接工事費のうち主要工種」のみを単価合意の対象とする場合の手順は次のとおりとする。なお、「i. 直接工事費のうち主要工種」及び「iii. 共通仮設費（積み上げ分、率分）、現場管理費、一般管理費等」の両方を対象とする場合は、以降の「i. 直接工事費のうち主要工種」を『「i. 直接工事費のうち主要工種」及び「iii. 共通仮設費（積み上げ分、率分）、現場管理費、一般管理費等」』と読み替える。

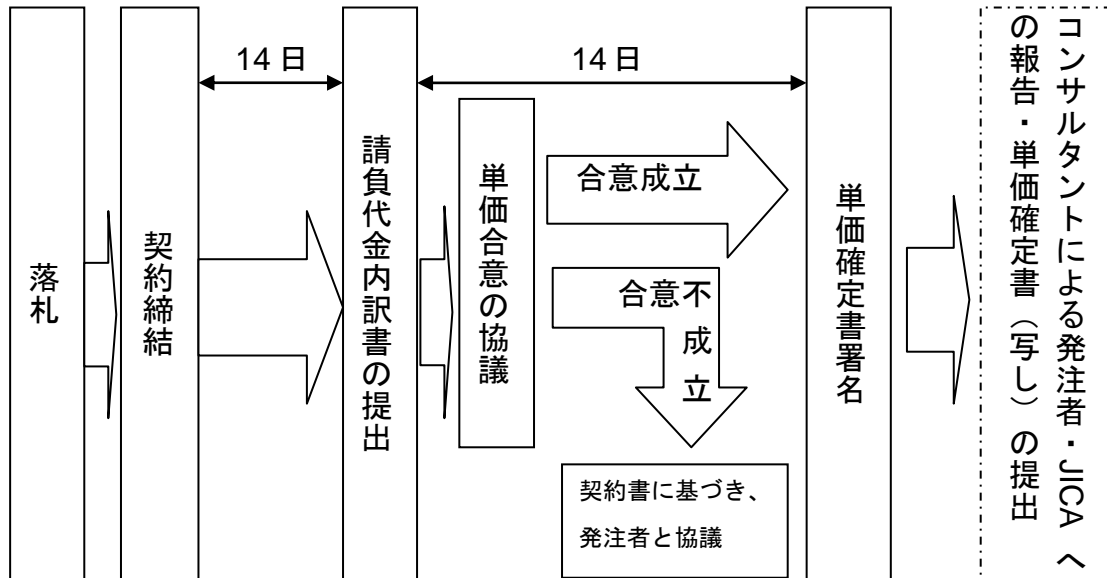
- ① コンサルタントは、発注者の代理人として、「i. 直接工事費のうち主要工種」の設計数量及び単価案を算定する（以下同様に、コンサルタントが主体となって予備的経費の支出に係る手続を行う場合には、発注者の代理人として行うことをその前提とする。）。ただし、設計数量については、「金額抜き設計数量内訳書」にて提示するが、単価については、下記③の協議に必要な場合を除き、受注者には提示しない。
- ② 受注者は、契約締結後 14 日以内に、自らの積算に基づいた「i. 直接工事費のうち主要工種」の単価案をコンサルタントに提出する。受注者が見積もった数量と入札図書に示される設計数量に大幅な相違がある場合、受注者は、入札段階で質問することが可能だが、その回答を得てもなお大幅な相違がある場合は、併せて受注者が見積もった数量も提示する。
- ③ コンサルタントは、上記①と②の差異と原因を分析した上で、受注者との間で単価合意に係る協議を行い、上記②の受注者が提出した単価案受領後 14 日以内に、両者が合理的と認める「i. 直接工事費のうち主要工種」の合意単価を明記した単価確定書に、受注者と共に署名する。なお、単価合意に際して、コンサルタントは、受注者から上記②で提出された単価案を優先するが、コンサルタントの単価案と大幅な相違がある工種等については、受注者にその説明を求め、必要に応じ修正を促すことができる。
- ④ コンサルタントは、上記③の単価確定書の写しを協議の経緯と共に、速やかに発注者と JICA に報告・提出する。単価確定書の合意単価は、業者契約書の定める契約金額の変更に際し、その基礎となる形で当事者を拘束する。一度設定された「i. 直接工事費のうち主要工種」の合意単価の変更は、以下（5）の場合を除き、基本的に認められない<sup>3</sup>。

### （4）単価合意する工種等以外の工種の単価

<sup>3</sup> 合意単価が変更されなくとも、合意単価の中に特定資材が含まれる場合は、特定資材の価格調整により、結果として全体の契約金額が変動する場合がある。

上記（3）で確定した「i.直接工事費のうち主要工種」以外の工種等<sup>4</sup>については、「i.直接工事費のうち主要工種」の合意単価に数量<sup>5</sup>を乗じた合計金額を契約金額から減じた額を、予定価格積算額の比率に基づき按分し、その金額を工種毎の数量により除して工種毎の単価を算出する（当該単価についても、コンサルタントが受注者と確認を行う）。

単価合意の手順に係る受注者の業務フローは以下のとおり。



#### （5）設計変更時の合意単価の見直し/確定

数量増の設計変更の場合は、新規増の数量についてのみ為替レートを加味したうえで単価を見直すことができるものとする（この際、過去3か月の平均レートをを用いて、設計変更時の単価を算出する。ただし、数量増分以外の当初数量については、為替レートを加味した単価変更は認められない。）。

また、以下の a.~d.いずれかの場合にはコンサルタントは受注者と協議し、単価を見直すまたは確定することができる。

- a. 設計変更による数量の増減が著しい場合。
- b. 施工条件が入札図書と比べて大きく異なる場合。
- c. 単価確定書に記載のない新たな工種等が生じた場合。
- d. a.またはb.によらないが合意単価を用いることが不適当な場合。

### 4. 特定資材の価格調整

予備的経費適用案件における特定資材の価格調整方法は次のとおりとする。

#### （1）特定資材の価格調整の考え方

<sup>4</sup> 3.（3）で、「iii.共通仮設費（積み上げ分、率分）、現場管理費、一般管理費等」を対象としなかった場合は、これも含む。

<sup>5</sup> 基本は設計数量とするが、単価協議において調整が可能。

各特定資材の確定価格が当初価格を上回り、その差額が契約金額の1%を超えた場合、契約変更により、その超過した金額の価格調整を供与限度額の範囲内で行うことができる。一方、特定資材の確定価格が当初価格を下回り、その差額が、契約金額の1%を超過した場合は、その超過した金額分を減額調整しなければならない。ただし、予備的経費の試行的適用案件で2014年度以前に契約を締結した業務については、上記「1%」を「2%」とする。

なお、価格調整の対象となるのは、特定資材の材料価格の変動分のみであり、材料費の変動に連動する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変動分は対象とはならない。

## (2) 特定資材の品目の設定

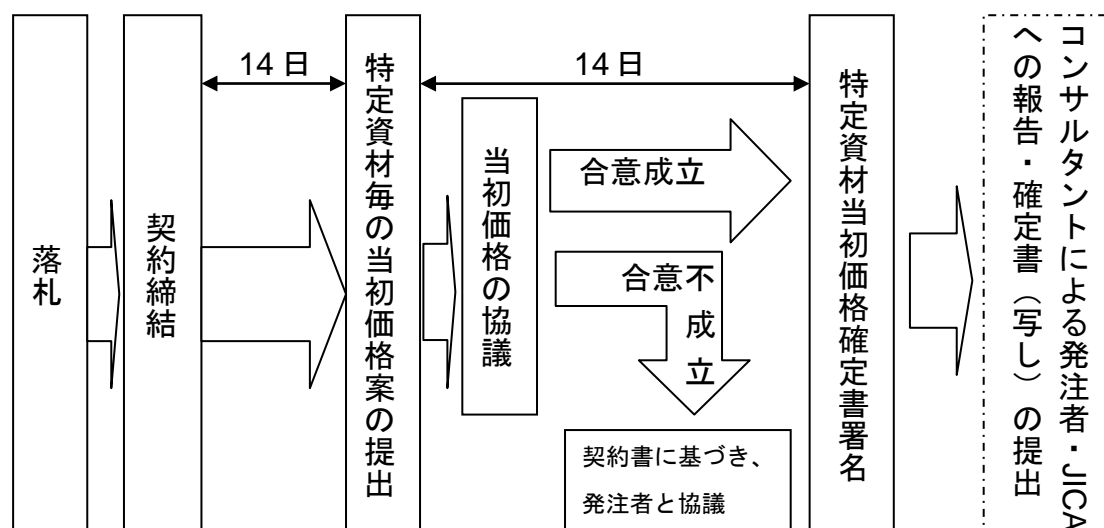
発注者は、建設する構造物を構成する資材（燃料油を含む）のうち、価格の変動が円滑な工事の実施に大きく影響する「品目」を、特定資材として入札図書に定めることができる。

## (3) 一般的な特定資材の「当初価格」の決定

特定資材（以下（4）に記載するものを除く。）の当初価格の確定手順は以下のとおりとする。

- ① コンサルタントは、予定価格算定のため設定した円貨単価に、「金額抜き設計数量内訳書」で提示した設計数量を乗じて算出した当初価格案を特定資材毎に算定する。ただし、単価については、下記③の協議に必要な場合を除き、受注者には提示しない。
- ② 受注者は、契約締結後14日以内に、自らの積算に基づき特定資材毎に算出した当初価格案をコンサルタントに提出する。
- ③ コンサルタントは、上記①と②の差異と原因を分析した上で、受注者との間で特定資材の当初価格に係る協議を行い、上記②の受注者が提出した当初価格案受領後14日以内に、両者が合理的と認める特定資材毎の当初価格（単価と数量を乗じたもの）を明記した特定資材当初価格確定書に、受注者と共に署名する。なお、特定資材毎の当初価格の確定に際して、コンサルタントは、受注者から上記②で提出された当初価格案を優先するが、コンサルタントの当初価格案と大幅な相違がある特定資材については、コンサルタントは受注者にその説明を求め、必要に応じ修正を促すことができる。
- ④ コンサルタントは、上記③の特定資材当初価格確定書の写しを協議の経緯とともに、速やかに発注者とJICAに報告・提出する。特定資材当初価格確定書の当初価格は、業者契約書の定める契約金額の変更に際し、その基礎となる形で当事者を拘束する。

特定資材の当初価格確定に係る受注者の業務フローは以下のとおり。



#### (4) 数量が大きく変動しうる特定資材の当初数量と「当初価格」の決定

セメントやアスファルト等、他資材と配合して使用する品目のうち品質の違いにより配合比が変わるためにその数量が大きく異なる可能性がある特定資材は、上記(3)の手順の一部を以下の手順に変更して、当初数量及び当初価格を確定することができる。

- ① 上記(3)③に記載の契約締結後の当初価格協議において、受注者が提出した数量が設計数量と大きく異なる場合で、かつその理由が妥当である場合は、工事開始時に受注者が行う試験練等の結果に基づき、コンサルタントは当該特定資材の当初数量を確定する。
- ② コンサルタントは、合意した単価と上記①で確定した当初数量を乗じて算出した当初価格について、その確定後速やかに発注者及び JICA に上記(3)④に記載の報告をする。

#### (5) 特定資材の単価推移のモニタリング方法

コンサルタントは、契約締結後、特定資材の単価推移を3か月毎にモニタリングし、発注者に報告する。また、問題の早期発見のため、定期的に価格調整の可能性を受注者との間で協議し、価格調整を行う可能性が高い場合は調整額の見込み(概算)を確認する。

発注者は、同モニタリング結果を進捗報告書等で JICA に報告する。なお、単価推移の把握は、客観性を担保するため、原則として受注者の調達とは別に独立して行い、他に適切な方法がない場合は、受注者がより安価な調達に努力していることを発注者が確認することを条件に、受注者の調達実績を参考とした単価推移把握等を可とする。

## (6) 特定資材の価格調整（「確定価格」の決定）手順

特定資材の価格調整に係る手順は以下のとおりとする。

- ① 受注者は、価格調整の請求をする場合、最終支払の 3 ヶ月前までに一括して行う。
- ② コンサルタントと受注者は、原則として価格調整の請求までに当該価格調整を除く設計変更等を全て完了させ、当該工事の内容を確定させておく。
- ③ コンサルタントは、価格調整を請求された特定資材毎に、受注者に購入記録・証憑書類の提出を求め、上記（5）で把握している単価推移も踏まえて請求額の妥当性を確認し、必要に応じ査定を加え「確定価格」を算出する。この際、最終設計数量に購入単価を乗じた金額を上限に「確定価格」を算出する。  
なお、円価換算に用いる為替レートは、過去 3 か月の平均レートを予定価格設定時と同一の方法で月単位で算出する。ただし、このレートが適切でない場合は、JICA の同意を得て別途決定することができる。
- ④ 上記③で算出された「確定価格」を踏まえ、契約金額の増額が必要な場合は、発注者は、JICA の同意を得たうえで契約変更手続きをとる。ただし、設計変更にて特定資材の増額が生じている場合等は、二重払いとならないようその分を減じる等の調整を行う。
- ⑤ また、契約金額の減額の価格調整が必要な場合は、発注者は JICA に対して減額の申請を行い、同意を得る。かかる減額申請の JICA の同意を得た場合には、契約変更を実施せず、最終支払時に精算を行う。

以上